

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和元年7月22日から同年8月20日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、4件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第33号）

2 命令等の案を公示した日

令和元年7月22日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 4件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	3件
電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

銃の全長に係る規制を見直すことについて、

- 標的射撃用のライフル銃であれば、既定の長さ以下で問題ないと思う。
- 標的射撃用のライフル銃は、狩猟用のものとは異なる様相を持つものが多く、秘匿、携帯するなどして悪用される可能性は極めて小さいものと考えられるので、この改正は妥当である。
- 今回の改正については、その対象となるライフル銃を狩猟や有害鳥獣駆除の用途では使うことができないと考えられるところ、「専ら」という法律用語は、100パーセント標的射撃用という捉え方と主として標的射撃用という捉え方のどちらにもとることができる曖昧な法律用語であるので、削った方が良いと思う。

といった御意見がありました。

今回の改正は、近年の国際的なライフル射撃競技大会において、相当数の外国人選手が全長93.9センチメートル以下のライフル銃を使用している実態があることやライフル射撃競技の関係団体からの意見等を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の許可を受けて所持するライフル銃のうち、標的射撃のみを用途とするものに限り、銃の全長に係る規制を見直すものです。

同号の許可を受けてライフル銃を所持する場合、標的射撃の用途だけでなく、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途を兼ねて所持許可を受けることも可能であるところ、そのような許可を受けたライフル銃は今回改正される規定の対象にならないことを明らかにするため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第19条第2項において用途を限定する意味で用いられている「専ら」という用語を用いて、原案のとおり、「専ら標的射撃の用途に供するライフル銃」と規定することとしたものです。